

# 中津川市勤労者技能検定受検手数料助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、勤労者の能力開発・資格取得を側面から支援するため、技能の国家検定である技能検定制度の周知とその受検手数料の助成を行うことにより、優秀な技能者を育成し、以って市内の産業振興に資することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成の対象となる者は、技能検定試験（実技試験及び学科試験）に合格した者で市内事業所に勤務する常勤の従業員及び事業主・役員（以下「助成対象者」という。）とする。

(助成対象検定)

第3条 助成対象検定は、各都道府県職業能力開発協会が行う「技能検定」とする。ただし、特級・1級・単一等級のいずれかの級に限る。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、技能検定受検に要する実技試験及び学科試験受検手数料（以下「受検手数料」という。）の全額とする。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（実際に受検手数料を支払った者をいう。以下「申請者」という。）は、中津川市勤労者技能検定受検手数料助成金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 受検手数料支払を証するに足りる書類（写し）
- (2) 合格したことを証するに足りる書類（写し）
- (3) 助成対象者である旨の事業所の証明（様式第2号）

2 交付申請の時期は、技能検定試験に合格した日以後5月以内とする。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による助成金の交付申請書が提出されたときは、当該書類の内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めるときは、中津川市勤労者技能検定受検手数料助成金交付決定通知書（様式3号）により申請者にその旨を通知するものとする。

2 市長は、助成金の交付決定をする場合において、助成金交付の目的を達するため必要があるときは、条件を付することができる。

(請求)

第7条 申請者は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに中津川市勤労者技能検定受検手数料助成金交付請求書（様式第4号）により、市長に請求しなければならない。

(交付)

第8条 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(返還等)

第9条 市長は、前条の規定により助成金の交付決定を受けた者が、虚偽その他不正な申請により、助成金の交付を受けた場合は、助成金の交付決定を取り消し、交付した助成金の全部を返還させるものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に市長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。